

1. 件名：福島第一原子力発電所における実施計画の変更認可申請（放射性物質分析・研究施設第2棟の設置）に係る面談
2. 日時：令和5年12月22日（金）16時00分～18時30分
3. 場所：原子力規制庁 6階会議室
4. 出席者
原子力規制庁
原子力規制部 東京電力福島第一原子力発電所事故対策室
佐藤室長補佐、松田室長補佐、石井安全審査官、植木技術参与
森審査班長（Web会議システムによる出席）
東京電力ホールディングス株式会社 福島第一廃炉推進カンパニー
プロジェクトマネジメント室 担当2名（Web会議システムによる出席）
福島第一原子力発電所 担当4名（うちWeb会議システムによる出席2名）
国立研究開発法人 日本原子力研究開発機構
担当10名（うちWeb会議システムによる出席5名）

5. 要旨

- 東京電力ホールディングス株式会社（以下「東京電力」という。）から、実施計画の変更認可申請（放射性物質分析・研究施設第2棟の設置）について、資料に基づき、主に以下の説明があった。
 - まとめ資料 2.8 放射性固体廃棄物の処理・保管・管理
 - まとめ資料 2.9 放射性液体廃棄物の処理・保管・管理
 - まとめ資料 2.14.2 自然現象に対する設計上の考慮
- 原子力規制庁は、説明を受けた内容について事実関係の確認を行うとともに、主に以下のコメント等を伝えた。

（放射性固体廃棄物の処理・保管・管理）

 - 分析第2棟から搬出される放射性固体廃棄物には核燃料物質も含有されることから、たとえば廃棄物中には搬出した先で集約された場合においても臨界に至るような有意な量の核燃料物質は含まれないよう管理すること、臨界管理等が必要となるような核燃料物質については廃棄物とせず適切に管理すること等の方針を示すこと。
 - 廃棄物を封入する容器について、制動放射が発生しない材質を使用するとあるが、制動放射にかかわらず、発生する放射線に応じて適切に遮蔽するための措置を講じる等の方針を示すこと。
 - 固体廃棄物を収納したPVCバッグが破損した場合における対応について、具体的に示すこと。

（放射性液体廃棄物の処理・保管・管理）

 - 設備管理廃液について、搬出前に放射能濃度を評価し異常がないことを確認できた場合にタンクローリーにより移送するとあるが、放射能濃度が搬出基準値を超

えていた場合における対応についても示すこと。

- 放射性液体廃棄物の搬出先は運用までに確定させているが、搬出先の施設に係る実施計画変更要否の扱い等も含めて考え方を整理した上で方針を示すこと。

(自然現象に対する設計上の考慮)

- 耐震計算において示されている設備の固有周期について、水平方向の固有周期であることを明示するとともに鉛直方向の固有周期についても示すこと。
- 評価式やパラメータについて、参考にした文献は発行された年度等のバージョンがわかるよう明記するとともに、計算で用いたパラメータの値についても具体的に示すこと。
- トップローディングキャスク及びサイドローディングキャスクの固有周期の計算について、用いたキャスクのモデル図を寸法等も含めてより具体的に示すとともに、各パラメータの計算の考え方について整理して示すこと。

- 東京電力から、上記コメントについて了解した旨回答があった。

6. その他

資料：

- まとめ資料 2.8 放射性固体廃棄物の処理・保管・管理
- まとめ資料 2.9 放射性液体廃棄物の処理・保管・管理
- まとめ資料 2.14.2 自然現象に対する設計上の考慮

以上